


すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。

「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年の春に本格スタートします。



新制度の詳しい内容を知りたい方は
「内閣府子ども・子育て支援新制度」の
ホームページをご参照ください。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>
内閣府 子ども・子育て支援新制度 概要

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、
「子ども・子育て支援法」という法律ができました。
この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、
地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく
「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。
この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、
毎年7,000億円程度が充てられることになりました。
貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

新制度の利用の流れ

施設などの利用を希望する保護者の方に、
利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、3つの区分の認定に応じて、
施設など（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用先が決まっていきます。
手続きは、これまでと大きく異なるものではありません。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
(利用先) 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」
に該当し、保育所等での保育を希望される場合
(利用先) 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」
に該当し、保育所等での保育を希望される場合
(利用先) 保育所、認定こども園



※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、
国が今後定める基準を上限として、市が地域の実況に応じて定めることとなります。

※新制度に移行しない幼稚園の利用の流れは、従来通りです。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・ 公立保育所を 利用する場合	利用者は施設・事業者と契約し、 保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市)へ支払います。
私立保育所を利用する場合	利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、
例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもとで、あなたか受ける支援を探す参考にしてください。

両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合

- 認定こども園
- 保育所
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 保育の利用は「保育標準時間」利用が基本となります。


両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合

- 認定こども園
- 保育所
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 保育の利用は「保育短時間」利用が基本となります。

両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合


- 認定こども園 ※満3歳以上の場合
- 幼稚園

保育所
0~5さい



利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。


認定こども園
0~5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っていきます。

幼稚園
3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。
利用できる保護者 制限なし。